

(第1面)

受付時に記入

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること
法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること

和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者

郵便番号 310-8555
住所 茨城県水戸市笠原町978番6
氏名 茨城産廃株式会社
代表取締役 茨城 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 029-301-3033

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第14号)第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物

収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号 ○○年○○月○○日 第○○○○○○号

申請する事業区分を記載すること

収集運搬業・処分業の区分 収集運搬業

許可に係る事業の範囲(収集運搬業)の事業範囲のとおり(積替え又は保管)とすること
積替え保管を除く
廃油(揮発油、灯油類及び軽油類に限る。)
廃酸(pH2.0以下のものに限る。)
廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)
廃石綿等 以上4種類

変更する理由を記載すること

追加する品目等変更の内容を記載すること

変更の内容 汚泥(六価クロム化合物を含むものに限る。)

変更理由 顧客の要望により申請するもの

変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)

清掃車 1台
オープンドラム 10個

変更に伴い追加する施設を記載すること

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 特になし

※事務処理欄

(第2面)

申請者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本 住	籍 所
	男・女			
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住 所			
いばらきさんばいかぶしがいしゃ 茨城産廃株式会社	茨城県水戸市笠原町978番6			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本 住	籍 所
	男・女			
	男・女			
	男・女			
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本 住	籍 所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年1月11日	茨城県水戸市笠原町978番6	
		代表取締役	同上	
いばらき じろう 茨城 次郎	男・女	昭和22年2月22日	茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号	
		取締役	同上	
いばらき はなこ 茨城 花子	男・女	昭和33年3月3日	茨城県常陸太田市山下町4119番地	
		監査役	茨城県筑西市二木成615	
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			

履歴事項全部証明書の記載のとおり

ふりがなや性別に記載漏れがないようすること。

住民票の記載どおり記入すること。
一丁目2番を1-2などと記載しないこと。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな)氏名又は名称	性別	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年 11月11日	500株	茨城県水戸市笠原町978番6
			50%	同上
みと かずお 水戸 一男	男・女	昭和44年 4月4日	300株	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3
			30%	同上
かぶしきがいしゃ 株式会社 いばらきしょうかい 茨城商会	男・女	代表取締役 〇〇〇〇	200株	
			20%	茨城県水戸市笠原町978番25
	男・女			

100分の5未満の額である株主又は出資をしている者については記載不要です。

法人にあつては履歴事項全部証明のとおり記載

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		

政令6条の10に規定する使用人がいる場合記載し、住民票、登記されていないことの証明を提出すること

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画概要書(収集運搬業)

(変更許可申請時に変更部分を明確に記載すること)

1. 事業の全体計画

現在、当社は既に産業廃棄物収集運搬業を営んでおりますが、顧客からの要望により新たに汚泥の収集運搬事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

収集運搬業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、顧客から指定された運搬先まで産業廃棄物の運搬を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地
(代表的なもの1つで可。番地含む)を
記載すること。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月 又は m ³ /月)	性状	予定排出事業者 の名称及び所 在地	積替え又は保 管場所の 所在地	予定運搬先の名 称及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	汚泥	5t/月	泥状	(株)〇〇工業 茨城県水戸市〇〇 1 2	なし	〇〇興業(株) 茨城県水戸市〇〇 5 6
2		事業範囲変更許可申請に 伴い新たに追加する品目 のみ記載すること。				具体的な処分業者等の名 称及び施設所在地(番地含 む)を記載すること。
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両の一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	水戸 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社 環境〇〇	
2	キャブオーバ	つくば 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社 〇〇リース (使用者) 株式会社 環境〇〇	
3					
4					
5					
6					

車検証のとおり記載し、「ユニック車」のような表記はしないこと。

運搬車両の賃貸借契約書や使用承諾書等が必要になる例としては、次のようなものがあります。

(なお、新規許可申請時のみ必要です。)

①自動車検査証の使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合(申請者が法人の場合には、役員個人が使用者である場合も含む)

②自動車検査証の使用者の氏名又は名称が「***」となっ

船舶検査証のとおり記載してください。

変更に係る事業の用に供する運搬施設のみ記載してください。

記載例は、変更許可申請で汚泥及び石綿含有産業廃棄物を追加するにあたり、それらの品目を従来から使用しているダンプ及び新しく追加する清掃車で収集運搬する場合のものです。

なお、変更許可申請において新しく追加する運搬車両のみ、自動車検査証の写し、運搬車両の写真及び運搬車両の使用権限を有することを証する書類(使用権限を有していない場合)が必要になります。

9	船舶 (タンク船)				
10					

事務所の所在地

茨城県水戸市笠原町978番6

駐車場の所在地

茨城県水戸市笠原町978番25

(2) その他の運搬施設

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
オープンドラム缶(蓋付き)	汚泥	〇m ³	

特別管理産業廃棄物の収集運搬に容器を用いる場合には、記載漏れがないようにしてく

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

茨城県筑西市〇〇町 1 2 3 4 5

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

汚泥

〇〇m²

※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。

積替保管施設の詳細について記すこと。
積替保管施設を有しない場合は、その旨を記す

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途，収集運搬業務を行う時間，休業日及び従業員を含む。）

(1) 車両毎の用途

ダンプ：汚泥（オーブンドラム缶を使用）

清掃車：汚泥

(2) 収集運搬を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日，祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には，括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役，顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散・流出防止対策

運搬に際しては、荷台をシートで覆い、ロープで固定する。

汚泥の運搬に際しては、清掃車又はオープンドラム缶を使用する。

悪臭対策

臭いの発生するものについては、清掃車又はオープンドラム缶を使用し、密閉して運搬することで、悪臭が外部に漏れることを防止する。

その他

運搬に際しては、産業廃棄物の収集・運搬基準を遵守する。

個々の産業廃棄物の特性に合わせた取扱い方法を運転手に周知する。

車両及び容器は必要に応じて洗車、清掃を行い清潔に保つ。

交通法規を遵守する。

積替え保管を行わない場合は、その旨を記入すること。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・悪臭対策として密閉式のコンテナを使用する

(3) その他

なし

運 搬 車 両 の 写 真

自動車登録番号又は車両番号	水戸 100 い 1000
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可）・脱着装置式コンテナ専用車の場合はコンテナを積載した状態の写真を添付すること・トラクタ、セミトレーラについては各1台として提出すること（ナンバープレートが確認できる形で撮影すること）。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること。・不正改造車両（さし枠等）を使用しないこと・脱着装置式コンテナ専用車の場合はコンテナを積載した状態の写真を添付すること・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可） <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬業」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>
	撮影 年 月 日

運 搬 船 舶 の 写 真

船 名	
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・船舶の前面（真正面）を撮影すること。・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可）
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・船舶の側面（真横）を撮影すること。・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可） <p data-bbox="794 1821 1422 1863">撮影 年 月 日</p>

運 搬 容 器 の 写 真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）		
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること ・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること ・ 実物を撮影すること ・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること 					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>				撮影	年 月 日
撮影	年 月 日				
運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）		
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること ・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること ・ 実物を撮影すること ・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること 					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>				撮影	年 月 日
撮影	年 月 日				

主たる事務所の付近の見取図

所在地の住所を
記載すること

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

見取図

注意事項

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・複数の主たる事務所がある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所，事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

駐車場付近の見取図

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 25
面積 500 m²
面積

土地登記簿や賃貸借契約書の地番と住居表示が異なる場合には、括弧書き等で併記すること。

所在地の住所及び面積を記載すること

見取図

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

駐車場内配置図

注意事項

- ・車庫内部の配置図を記載すること
- ・入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・駐車スペースを四角等で分かるように記入すること（車両台数分）

(第1面)

受付時に記入

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること
法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること

申請者

印鑑を捺印すること

■現在の許可証の「許可の年月日」を記載すること
■許可証の許可番号の下6桁を記載すること

郵便番号 310-8555

住所 茨城県水戸市笠原町9-8番6

氏名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-3033

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和35年法律第14号)第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、廃棄物の種類、行うかどうか、処分の方法)を記載すること。 特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。	中和：廃酸 (pH2.0以下のものに限る。), 廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 以上2種類
変更の内容	焼却：廃油 (揮発油, 灯油類及び軽油類に限る。), 感染性廃棄物, 燃え殻 (鉛又はその化合物を含むものに限る。)
変更理由	顧客の要望により申請するもの
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	焼却施設 設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 処理能力 〇〇 t / (〇時間) 許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇〇〇〇〇〇〇
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	特になし
※事務処理欄	

申請する事業区分を記載すること

現在の許可証の事業の範囲のとおりを記載すること

変更する理由を記載すること

追加する品目等変更の内容を記載すること

変更に伴い追加する施設を記載すること

事業計画概要書(処分業)

(変更許可申請時に変更部分を明確に記載すること)

1. 事業計画の全体計画

現在、当社は既に特別管理産業廃棄物処分業を営んでおりますが、顧客からの要望により新たに廃油、感染性廃棄物、燃え殻の処分事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

処分業に当たっては特別管理産業廃棄物処理法等を遵守し、処分行為を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地
(代表的なもの1つで可。番地含む)を
記載すること。

2. 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月 又は m ³ /月)	性状	予定排出事業者の名称及び 所在地	処分方法	処分後の廃棄物の 予定処分先の 名称及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	廃油	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 茨城県水戸市 〇〇	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇 〇
2	感染性産業 廃棄物	50 t /月	固形	〇〇総合病院 茨城県日立市 〇〇	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇 〇
3	燃え殻	50 t /月	粉状	(株)〇〇建設 茨城県日立市 〇〇	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇 〇
4	事業範囲変更許可申請に伴い新たに追加する品目のみ 記載すること。					
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	焼却施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	〇〇 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種類	廃油 (揮発油, 灯油類及び軽油類に限る。), 感染性産業廃棄物, 燃え殻 (鉛又はその化合物を含むものに限る。)
処理施設の処理方式及び施設の概要	処理方式 焼却 概要 キルン, 焼却炉, 電機集塵機, 煙突
環境保全設備の概要	定期的に排気ガス, ダイオキシン類の検査を行うとともに, 保守点検に十分配慮する。また, 火災が発生しないよう, 十分注意する。焼却後の燃え殻が飛散しないよう, 容器内に入れて保管する。保管施設は飛散防止のために囲いを設ける

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員を含む。）

(1) 施設ごとの用途

・焼却施設

廃油（揮発油，灯油類及び軽油類に限る。），感染性産業廃棄物，燃え殻（鉛又はその化合物を含むものに限る。）を油圧ショベルでピットに投入し，連続投入装置により，焼却炉に投入し，800℃以上に昇温，焼却する。

(2) 処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日，祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には，括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役，顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

定期的に排気ガス、ダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。

(2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心掛ける。

(3) 最終処分場で講ずる措置

(4) その他

処分後の産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	ばいじん	
発生量 (t / 月 又は m ³ / 月)	100kg/月	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) ○○環境株
		(所在地) 茨城県笠間市○○町○○番地
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </div> <p style="text-align: center;">(該当するものに○を付けてください)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">具体的な方法 ○○環境株で埋立処分する</p> </div>		

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備等の概要

(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く)

取り扱う特別管理 産業廃棄物の種類	廃油（揮発油，灯油類及び軽油類に限る。），燃え殻（鉛又はその化合物を含むものに限る。）
確認すべき成分等の 種類	引火点，鉛又はその化合物
確認すべき成分等を 分析する設備の種類 及び設置基数	原子吸光光度計 1基 ガスマトグラフ装置 1基 分光高度計 1基 引火点測定装置 1基
分析設備の設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
性状の 分析を 行う者	職 氏 名 検査係長 〇〇 〇〇
	学歴，資格の状況 〇〇大学 工学部 卒業
	分析経験年数 〇〇年
備 考	

備考 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類（資格及び分析検査の実務に従事した経験年数を証する書類）を添付すること。

施設の付近の見取図

所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
面積 1,000 平方メートル

見取図

注意事項

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・施設が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

施設内配置図

注意事項

- ・施設内部の配置図を記載すること
- ・入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・施設が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・破碎機、焼却炉等の施設の配置場所を明確に示すこと

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法			
内 訳	金 額 (千円)		
事業の開始に要する資金の総額	25,000		
土地	購入費 5,000		
事務所1	造成費 2,500	建設費 5,000	
事務所2	造成費 1,500	建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000		
積替保管施設	造成費 2,000	建設費 4,000	
調 達 方 法	自己資金	5,000	
	借入金	20,000	
	その他	※すでにある施設を用いるため、新たな資金は要しない。	
	増資		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること			

新たに資金を必要としない場合は「その他」に理由を記載してください。

資産に関する調書（個人用）

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 合 計			
負債の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 合 計			

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資産や負債についても記載すること。
 例：建設業でのみ使用している車両
 住宅ローン等の借入金

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所
氏名等を記載
すること

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿